

奈良県告示第二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中  
方土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ  
た。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	大封 惠勇	天理市九条町八八
〃	今井 康弘	〃 一三〇
〃	今井 義治	〃 一二九
〃	大封 隆	〃 八二
〃	畑中 良文	〃 九七―二
監事	東田 邦種	〃 一〇〇
〃	安井 義昌	〃 一二三―二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	喜多 千代治	天理市九条町一三九
〃	大封 保	〃 九〇
〃	上田 博道	〃 一二〇
〃	喜多 定夫	〃 八三
〃	畑中 光二	〃 九六
監事	上田 義秀	〃 六七―二
〃	今井 繁	〃 六八